**令和６年度 指定管理者評価スケジュール等について**

資料４―１

1. **委員会スケジュール**

　　別紙　資料４－２のとおり

**２．評価業務の進め方（案）**

各段階の点検項目を整理し、効率的な評価業務を進める。また、府民が見やすく分かりやすい内容となる評価票を作成する。

1. **現地視察における点検**

現地視察では、施設の維持管理が良好に行われているか、提案事項の実施状況、管理運営に係る課題点の有無などについて、各委員がヒアリング（指定管理者等から）や目視にて、確認いただく。

**【現地視察時】**

◆施設所管課（各土木事務所）から各公園の取組状況を説明（以下の点を中心に説明）

・管理要領・管理マニュアル・提案に沿った維持管理内容であるか。

・特筆すべき点（評価すべき取組み）、または維持管理上の課題点など。

**◆**指定管理者等から取組状況（以下の点を中心に）の説明を受け、その後の質疑応答や現場確認により、公園の管理状況について確認・点検いただく。

**・提案の実施状況（実施効果や課題など）、**特筆すべき点（新たな取り組み等）など

**②　評価票作成における点検**

評価票作成段階では、現地視察結果および、施設所管課による履行確認記録等を基に、指定管理者の自己評価および、施設所管課評価の内容について点検いただく。

**－評価票作成時の点検ポイント－**

○評価票の次の項目を重点的に点検

・施設所管課がS/B/C評価とした項目。

**・指定管理自己評価・施設所管課評価に差がある項目。**

**・現地視察時に再確認が必要と判断した項目。**

**③　評価票の作成について**

**【指定管理者や施設所管者等の評価記載の留意点（昨年度同様）】**

○概ね、公園あたりの評価票をA3縦１から2ページに収め、見やすい評価票とする。

○評価の視点を分かりやすくするため、A評価については簡潔に記載することとし、

　　それ以外の項目のみ、取組概要や評価理由、提言コメント等を重点的に記載する。

【評価票の記載イメージ】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 指定管理者評価 | 施設所管課評価 | 委員会提言 | 備考 |
| 指定管理者評価と施設所管課評価が、両方A評価 | 簡潔に記載※ | 簡潔に記載※ | 簡潔に記載※ |  |
| 施設所管課評価が、S/B/C評価 | 取組内容の概要記載 | 評価理由を記載 | 提言コメント記載 |  |
| 指定管理者評価と施設所管課評価に差があるもの |  |
| 現地視察（管理運営状況の報告）時に再確認が必要と判断した項目 | 必要に応じて記載を求める |

　※「府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、

実施計画書に示した事項を全て実施した。」など

**【労働災害等の未然防止のための管理運営にかかる評価基準】**

〇評価票において、労働災害や公衆災害の発生等について評価する「労働災害等の未然防止のための管理運営」に係る評価の考え方は以下のとおりとする。

　　⇒ 労働災害、公衆災害の発生については、

「工事事故の対応方針（案）都市整備部平成30年3月」に準拠し、

負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

　　⇒ 年度内に複数の事故が発生した場合は、下記の対応とする。

　　　　　・事故２回

→Ａ評価相当が２回の場合、Ｂ評価とする。

　　　　　　　　→Ｂ評価相当を含む場合、Ｃ評価とする。

　　　　　・事故３回以上

　　　　　　　　→内容にかかわらず、Ｃ評価とする。

　　⇒ 労働災害、公衆災害事故の報告を怠った場合には、事故の大小にかかわらず

　　　 全てＣ評価とする。（公平性の確保・事故隠しの防止）

**【労働災害の評価基準】**

 　負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

A評価・・・・４～７：口頭注意程度の事故

B評価・・・・４～７：文書注意程度の事故

C評価・・・・１～３：入札参加停止に値する事故

**A**

**B**

**C※**

**【公衆災害（人身）の評価基準】**

 　負傷の程度及び安全管理の適切度により、評価する。

※第三者被害の発生は労働災害より重く受け止め、内容にかかわらずBC評価とする。

 　 　B評価・・・・３～4：口頭注意程度の事故

 　　 C評価・・・・１～4：文書注意・入札参加停止に値する事故

**B**

**C**

**C※**